

◎厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合（平成十八年厚生労働省告示第五百五十号）新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の療養介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 指定療養介護事業所（指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものをみなされた指定療養介護事業所を除く。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>二 介護給付費等単位数表第6の1の生活介護サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及</p>	<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の療養介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 指定療養介護事業所の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>二 介護給付費等単位数表第6の1の生活介護サービス費の注3の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準</p>

び所定単位数に乘じる割合並びに注6の厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準及び所定単位数に乘じる割合

イ (略)

ロ 指定生活介護事業所等（指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設を除く。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

ハ 指定生活介護事業所の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>厚生労働大臣が定める 営業時間の時間数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める 所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定障害福祉サービス基準第八十九条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間に満たないこと。</p>	<p>百分の八十</p>

並びに所定単位数に乘じる割合

イ (略)

ロ 指定生活介護事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

三 介護給付費等単位数表第6の1の児童デイサービス費の注3の(i)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定児童デイサービス（指定障害福祉サービス基準第九十六条に規定する指定児童デイサービスをいう。）又は基準該当児童デイサービス（指定障害福祉サービス基準第八十九条第一項に規定する基準該当児童デイサービスをいう。）（以下「指定児童デイサービス等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準

に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定児童デイサービス事業所（指定障害福祉サービス基準第九十七条第一項に規定する指定児童デイサービス事業所をいう。）又は基準該当児童デイサービス事業所（指定障害福祉サービス基準第百八条第一項に規定する基準該当児童デイサービス事業所をいう。）（以下「指定児童デイサービス事業所等」という。）の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 過去三月間の利用者の数の平均値が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合 (一) 利用定員が十一人以下の指定児童デイサービス事業所等 指定障害福祉サービス基準第百四条（指定障害福祉サービス基準第百十一条において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数に三を加えて</p>	<p>百分の七十</p>

<p>得た数を超える場合</p> <p>(二) 利用定員が十二人以上の指定児童デイサービス事業所等 利用定員の数に百分の百二十五を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(2) 一日の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 利用定員が五十人以下の指定児童デイサービス事業所等 利用定員の数に百分の百五十を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(二) 利用定員が五十一人以上の指定児童デイサービス事業所等 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>	
<p>ロ 指定児童デイサービス事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>厚生労働大臣が定める</p> <p>従業者の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定障害福祉サービス基準の規定により、指定児童デイサービス事業所等に置くべき指導員若しくは保育士又は</p>	<p>百分の七十</p>

三 介護給付費等単位数表第7の1の短期入所サービス費の注16の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

四 介護給付費等単位数表第9の1の共同生活介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

(略)

五 介護給付費等単位数表第10の1の施設入所支援サービス費の注2の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ (略)

ロ 指定障害者支援施設等(指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一号及び第六号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設を除く。)の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

六 介護給付費等単位数表第11の1の機能訓練サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準

サービス管理責任者の員数を満たして
いないこと。(サービス管理責任者の
員数については、指定障害福祉サービ
ス基準附則第五条第三項又は附則第六
条第三項の規定により、指定児童デイ
サービスのサービス管理責任者を置か
ないことができる場合も含む。)

四 介護給付費等単位数表第8の1の短期入所サービス費の注11の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

五 介護給付費等単位数表第10の1の共同生活介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

(略)

六 介護給付費等単位数表第11の1の施設入所支援サービス費の注2の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ (略)

ロ 指定障害者支援施設等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

七 介護給付費等単位数表第12の1の機能訓練サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準

並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

七| 介護給付費等単位数表第12の1の生活訓練サービス費の注5の
(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準
並びに所定単位数に乘じる割合

イ〜ハ (略)

八| 介護給付費等単位数表第13の1の就労移行支援サービス費の注5
の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基
準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

九| 介護給付費等単位数表第14の1の就労継続支援A型サービス費の
注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数
の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十| 介護給付費等単位数表第15の1の就労継続支援B型サービス費の
注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数
の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十一| 介護給付費等単位数表第16の1の共同生活援助サービス費の注
8の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に
乘じる割合

(略)

並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

八| 介護給付費等単位数表第13の1の生活訓練サービス費の注5の(1)
の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準
並びに所定単位数に乘じる割合

イ〜ハ (略)

九| 介護給付費等単位数表第14の1の就労移行支援サービス費の注5
の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の
基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十| 介護給付費等単位数表第15の1の就労継続支援A型サービス費の
注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員
数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十一| 介護給付費等単位数表第16の1の就労継続支援B型サービス費
の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の
員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十二| 介護給付費等単位数表第17の1の共同生活援助サービス費の注
8の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数
に乘じる割合

(略)